

香川県広域水道企業団建設工事検査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が締結した工事の請負契約に係る検査の実施に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 工 事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 経年施設更新工事等
経年化した既存施設、設備の更新整備や施設の耐震化に係る工事等をいう。
- (3) センター 香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第3号）第4条第2項に規定するブロック統括センター及び広域送水管理センターをいう。
- (4) 契約担当者 香川県広域水道企業団工事執行規程第6条第1項に規定する契約担当者をいう。
- (5) 工事執行者 検査の対象となる工事に職員を工事監督員として配置している本部の課又はセンターの長をいう。
- (6) 専門検査員 専門検査員及び専門検査員の兼務を命じられた職員をいう。

(検査の総括)

第3条 危機管理・工事検査室長は、企業団が締結した工事の請負契約に係る検査を総括するものとする。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 竣工検査 工事の完成を確認するための検査をいう。
- (2) 部分竣工検査 工事の完成に先立って引渡しを受けることを指定した部分の工事の完成を確認するための検査をいう。
- (3) 出来形部分検査 工事の完成前に部分払のために出来形部分を確認するための検査をいう。
- (4) 中間検査 工事の施工中に出来形部分の品質、性能等を確認するための検査をいう。

(検査の申請)

第5条 工事執行者は、検査の実施が必要となったときは、危機管理・工事検査室長に申請するものとする。

(工事検査員の任命)

第6条 危機管理・工事検査室長は、前条の規定による申請を受けたときは、工事検査員を任命し、検査を行わせるものとする。

2 前項の規定による工事検査員の任命は、危機管理・工事検査室長、専門検査員の中から行うものとする。ただし、特段の事情がある場合については、危機管理・工事検査室長が上記以外で適当と認める職員の中から、工事検査員を任命することができる。

(検査の立会)

第7条 工事執行者は、当該検査に係る工事の工事監督員並びに受注者の現場代理人及び監理技術者又は主任技術者を検査に立ち合わせるものとする。

(検査の実施)

第8条 検査は、工事請負契約書、設計図書、仕様書その他関係書類（以下「契約図書」という。）に基づいて行うものとする。

2 工事検査員は、立会者に対して、出来形図、工事途中の諸検査の結果を示す書類等検査に必要な書類の提示及び説明を求めることができる。

3 工事検査員は、必要があるときは、工事目的物の一部について破壊検査を行うことができる。

(修補)

第9条 工事検査員は、検査の結果、当該工事が契約図書に適合していないときは、検査結果の復命にあわせて、不適合の内容を契約担当者に報告するものとする。

2 契約担当者は、工事検査員の意見を勘案し、工事の修補が必要と認めるときは、受注者に修補を請求するものとする。

3 修補を行った工事は、修補完了後、この要綱の規定に基づき改めて検査を行うものとする。

(軽微な手直し)

第10条 工事検査員は、検査の結果、当該工事が契約図書に適合していないが、不適合が工事の目的に影響を与えない軽微な手直し工事で修補できるときは、前条の規定にかかわらず、受注者に手直しを指示するものとする。

2 受注者は、前項の規定による手直しが完了したときは、工事監督員を経て、工事検査員に報告するものとする。

3 工事監督員は、前項の規定による報告を受けたときは、手直しの完了を確認し、工事検査員に報告するものとする。

4 工事検査員は、前項の規定による報告を受けたときは、手直しの完了を確認するものとする。

5 工事検査員は、前項の規定による確認の結果を添えて、検査結果を復命するものとする。

(工事成績の評定)

第11条 工事検査員は、竣工検査を終えたときは、別に定める工事成績評定要領に基づき、工事成績

績を評定するものとする。

(検査結果の復命及び報告)

第12条 工事検査員は、検査を終了したときは、その結果を危機管理・工事検査室長に復命するとともに、契約担当者に報告するものとする。

(所長への委任)

第13条 危機管理・工事検査室長は、当初の設計金額が1億円未満の経年施設更新工事等については、検査に係る次に掲げる事項をセンターの長に委任するものとする。ただし、技術的難易度の高い工事は、この限りでない。

(1) 工事検査員の任命

(2) 工事検査員の復命の受理

2 前項第1号の規定による工事検査員の任命は、当該センターの専門検査員の中から行うものとする。ただし、専門検査員に事故がある場合など、当該センターの専門検査員が検査を実施することが困難な場合及び検査業務集中時等は、この限りでない。

(特別な技術を要する工事等に関する特例)

第14条 特別な技術を要する工事その他契約担当者及び危機管理・工事検査室長が必要と認める工事の検査は、この要綱によらないことができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、検査に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。